平成３０年（フ）第１１８１号
東京都世田谷区代沢５丁目36番12号
破産者　有限会社スターリッチ
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１１８２号
東京都世田谷区北沢２丁目２－４－201
破産者　能美　　宏
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１１８５号
東京都板橋区大山町36番11号
破産者　株式会社ＢＩＧＷＡＶＥ
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１１８６号
東京都足立区鹿浜８丁目４－５－506
破産者　小野塚隆一
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１２２６号
神奈川県横浜市都筑区中川２丁目９番９－810号、商業登記簿上の本店所在地東京都世田谷区瀬田４丁目40番８号
破産者　株式会社ペン・プランニング
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１２２７号
神奈川県横浜市都筑区中川２丁目９－９－810
破産者　檜野　憲治
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１８３２号
東京都世田谷区大原１丁目10－１　阿木テラス２Ｄ
破産者　北田　卓也
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１８９３号
東京都杉並区高井戸西１丁目13－16－102
破産者　森浦　　駿
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９５１号
東京都豊島区池袋本町４丁目８－５－201
破産者　筒井　牧也
1　決定年月日　平成30年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７６７号
仙台市青葉区国分町１丁目８番13号
破産者　ＯＤＣ株式会社
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１４０号
神奈川県横浜市鶴見区寛政町14番４号
破産者　株式会社矢代設備
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２７３号
さいたま市南区大字大谷口5281番地四番館401号
破産者　有限会社正巧建設
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７８３号
千葉県柏市しいの木台４丁目45番地23
破産者　有限会社鈴木商工
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８０９号
千葉県松戸市紙敷1193番地の10
破産者　有限会社エス・エヌ・アル
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１１３号
千葉県松戸市金ケ作394番地の６　ダイアパレスときわ平503号
破産者　小野　綾子
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１３６号
千葉県野田市古布内1674番地２
破産者　高野五十夫
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第９８０号
埼玉県さいたま市大宮区上小町30番地37
破産者　株式会社日本アイビーホーム
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７９２号
埼玉県さいたま市大宮区吉敷町１丁目27番地１　第２開新社ビル
破産者　株式会社クラフトワーク
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７９４号
神奈川県相模原市中央区相模原１丁目３番６号
破産者　株式会社一直線
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７９５号
千葉県柏市柏４丁目６番12号
破産者　株式会社学習センター
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７９６号
新潟県新潟市西区小針上山９番22号
破産者　株式会社教育フォーラム
1　決定年月日　平成30年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部